

# 食鳥検査だより

公益財団法人 鳥取県食鳥肉衛生協会

NO.32



朝光の大山（撮影：加川清三郎氏）

## 巻頭のことは

平成28年10月21日(金)14時07分、鳥取県中部を震源とするマグニチュード6.6(暫定値)、最大震度6弱の鳥取県中部地震の発生から早いもので半年以上が経過しました。倉吉市、湯梨浜町、北栄町は震度6弱、鳥取市、三朝町は震度5強の揺れに見舞われました。幸運にも死者はありませんでしたが、それでも、人的被害は25名(重傷者8名、軽傷者17名)、住宅被害は15,072棟(全壊18棟、半壊306棟、一部損壊(14,748棟)にのぼっています(平成29年5月19日現在、鳥取県集計)。

鳥取県内には3か所の食鳥処理施設(30万羽以上/年)がありますが、そのうち1か所が県中部にありました。人や建物の被害は無く、歪んだ懸鳥ラインの一部を修繕するために1日休業する程度の被害で済みました。他の2か所は県西部にあり、特段の被害はありませんでした。平成29年4月1日には知事直轄の中部地震復興本部が設置され、官民を挙げて本格的な復興に取り組んでいるところであり、本協会としても可能な取り組み

を進めて行きたいと考えています。

一方、私たち業界の最大関心事である鳥インフルエンザについてみると、鳥取県内においては平成28年11月にカモ類の糞便3事例、死亡したコハクチョウ2事例から相次いで高病原性鳥インフルエンザ(H5N6亜型)が検出され、関係者の間で一挙に緊張感が高まりました。しかしながら、流行終息の目安であると考えられる今年のゴールデンウィークを過ぎたところで、県内発生はなく、県防疫担当者の懸命な指導と生産者の高い危機管理意識の相乗効果のたまものである、と考えています。そのような中で、本年1月に家畜保健衛生所の防疫担当者を講師に招き、本協会所属の食鳥検査員を対象に食鳥処理施設で高病原性鳥インフルエンザが発生(発見)した場合の連絡経路・対処方法等を再確認し、鳥取県産食鳥肉の安心と安全性の確保に努めました。そして、その事が本協会にできる最大の地震復興支援であると信じて業務に取り組んでいます。

# 農場HACCPへの取り組み

鳥取県西部家畜保健衛生所 衛生指導担当 農林技師 生田 泰子

## ○農場HACCPとは

消費者に安全な畜産物を供給するため、HACCPの考え方を農場に取り入れて飼養衛生管理を行うことが農場HACCPです。そもそもHACCPとはHazard(危害) Analysis(分析) Critical(必須/重要) Control(管理) Point(点/ポイント)の頭文字をとったもので、【危害要因分析必須管理点方式】といわれるものです。人の健康へ悪影響を及ぼす可能性のある要因(細菌やウイルス等の微生物、化学物質、金属片や注射針等の異物など)を防止するための管理点を設定し、そこを重点的に管理することにより農場段階での危害要因をコントロールする手法です。

農場は飼養衛生管理基準等の法令遵守を基本とし、一般的衛生管理プログラムにより、飼料や素畜、畜舎環境等を管理し危害の防止を図ります。さらにHACCP計画を作成し、より重要な危害を明らかにし、衛生管理を行うことで家畜・畜産物の安全を確保していきます。

具体的な取り組みとしては、給餌作業、出荷作業、清掃作業等農場での現状作業を明らかにし、そこで見えてくる問題を分析、さらには基準やルールを定め記録していきます。それを繰り返しながら定期的に見直し改善を行い飼養衛生レベルや畜産物の安全性を向上させていきます。

すなわち、農場HACCPは一般的衛生管理プログラムとHACCP計画によるHACCPシステムを定期的に検証・改善しながら、畜産物の安全性を確保して継続的に向上させる取り組みです。認証を取得した農場は、農場HACCP認証基準をクリアした農場、すなわち安心、安全な畜産物を生産するために適切な飼養衛生管理を実行している農場ということになります。

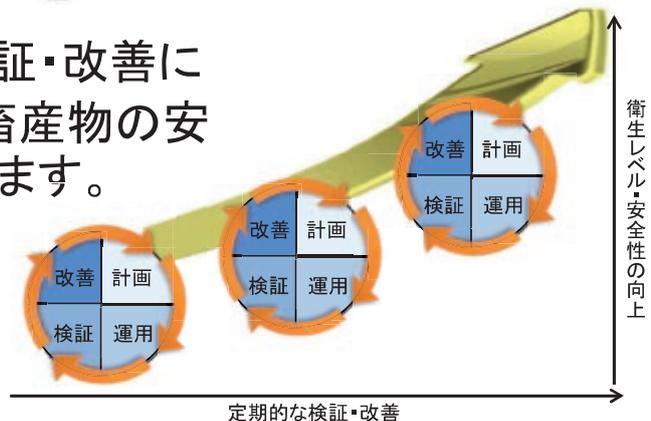
## 農場HACCPの特徴



飼養衛生レベルを向上させる「**一般的衛生管理プログラム**」と、重大な危害要因が発生するポイントを管理する「**HACCP計画**」で構成されます。



システムの定期的な検証・改善により、飼養衛生レベルや畜産物の安全性を継続的に向上させます。



出典：農林水産省HP

## 農場HACCPの具体的な取り組み



### 発生するおそれのある危害要因の分析

原材料(導入畜、飼料、飲用水、薬品等)と作業工程を図式化し、危害要因を明らかにします



### 一般的衛生管理プログラムの確立

軽微な危害要因を管理するため、消毒や給餌などの基本的な衛生管理の手順を定めます



### HACCP計画の作成

重要な危害要因について、管理すべきポイントとその管理手段を決め、監視します



### 検証と見直し

定期的な検証し、必要に応じ取組の改善を行います

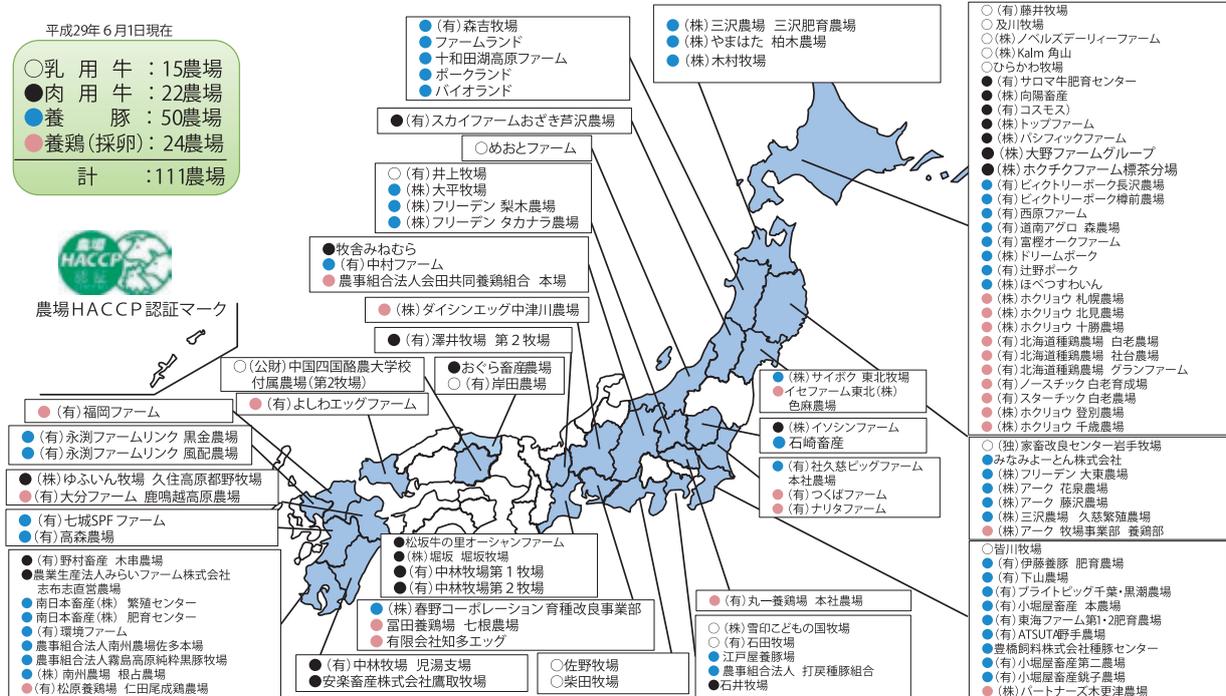
出典：農林水産省HP

#### ○鳥取県の取り組み状況

平成21年8月に農林水産省から農場HACCP認証基準が公表され、平成23年から農場HACCP認証制度が始まりました。現在、全国の農場HACCP認証農場(以下認証農場)は、111農場(乳用牛:15農場、肉用牛:22農場、養豚:50農場、養鶏(採卵):24農場 平成29年6月1日現在)です。

## 農場HACCP認証農場について

- 農林水産省が公表した基準(畜産農場における飼養衛生管理取組認証基準)に基づき、民間による農場HACCP認証手続きが平成23年から始まりました。
- 認証の取得は“目的”ではありませんが、農場HACCPに取り組む際の“目標”とすることができます。



鳥取県では乳用牛1農場、肉用牛1農場の合計2農場が認証農場となっています。また、農場HACCPへの取り組みの一步として、家畜の飼養衛生管理基準を満たし、HACCP手法を理解し農場HACCPに取り組む農場を農場HACCP推進農場(以下推進農場)として指定する制度があり、県内では養豚1農場、養鶏4農場(採卵1農場、肉用3農場)が推進農場の指定をうけています。(平成29年6月現在)

鳥取県は農場関係者への啓発や取組農場への支援者育成、申請経費の補助等行い農場HACCPを推進しています。

### ○ JGAP家畜・畜産物について

平成29年3月31日に日本発の畜産版GAPとして「JGAP家畜・畜産物」が公表されました。GAPとは、Good Agricultural Practiceの頭文字をとったもので、【よい農業のやり方=農業生産工程管理】と訳されます。GAPは2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への食料調達基準として認められました。

JGAP家畜・畜産物は農場運営、食品安全、家畜衛生、環境保全、労働安全、人権尊重、アニマルウェルフェアの視点から適切な生産工程管理を行う取組です。今後は食品安全、家畜衛生に重点をおいている農場HACCPと連携を図りながら畜産物に対する認証制度として取り組まれていく予定です。

### ○ 今後について

近年、食の安全安心への期待は非常に高まっており、安全な食品を生産するため生産物(畜産物)の安全性確保はより強く求められてきます。また、米国、カナダ、EUの一部諸外国ではこのような認証制度が義務化されており、国内のみならず、世界に通用する畜産物を作るという意味でもこのような認証制度が今後強く求められてくると思います。

# 平成28年度 食鳥検査結果

## 1. 食鳥検査羽数

3 処理場合計で17,231,836羽であり、前年度より207,223羽の減となった。

米久おいしい鶏株式会社、名和食鶏有限会社、株式会社大山どりにおける各処理場毎の検査羽数の概要は表1のとおりであった。

表1 処理場別検査羽数

	検査羽数	前年比
米 久	8,762,640	98.0%
名 和	685,081	89.4%
大山どり	7,784,115	100.7%
合 計	17,231,836	98.8%

## 2. 廃棄処分状況

検査結果に基づく、解体禁止、全部廃棄、一部廃棄の各処分状況は表2のとおりであった。

表2 処分状況

	処分羽数	検査羽数処分率
解体禁止	57,565	0.33%
全部廃棄	137,114	0.80%
一部廃棄	421,015	2.44%
合 計	615,694	3.57%

解体禁止・全部廃棄の内訳は図1のとおりで、多いものから大腸菌症、削瘦・発育不良、腹水症、炎症、放血不良、その他(変性、外傷、出血、サルモネラ症、腫瘍、黄疸)、敗血症の順であった。各疾病とも多少の増減はあるものの、概ね例年並みであったが、その他、疾病の中で昨年度は

認められなかった変性によるものがほとんどを占めた。

全体として平成27年度より、と鳥禁止は微増し全部廃棄は横ばいであった。

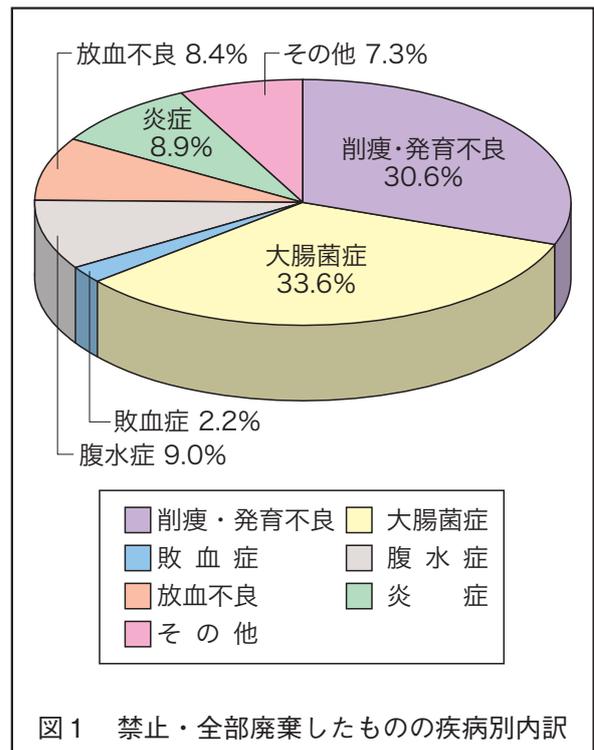


図1 禁止・全部廃棄したものの疾病別内訳

一部廃棄の疾病別内訳は図2のとおりで、昨年度と同様に炎症が全体の約97%を占め、変性とその他(出血等)は同割合であった。

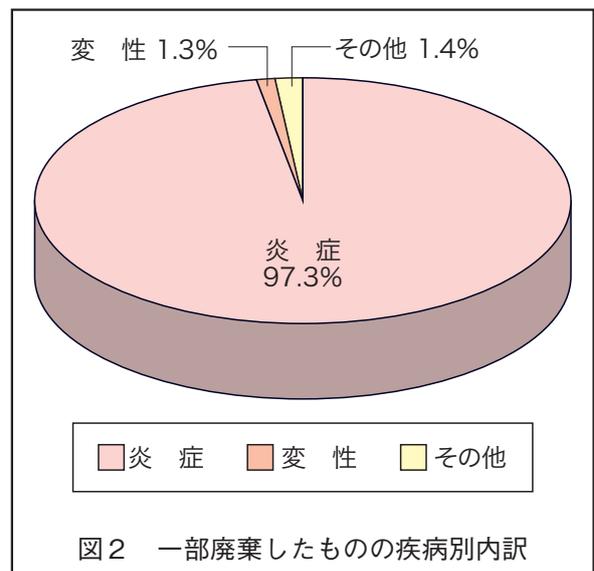


図2 一部廃棄したものの疾病別内訳

# 最近5カ年間の検査結果(平成24年度～平成28年度)

## 1. 処理羽数

増加傾向が続いていた処理羽数であったが、平成28年度は前年度比98.8%にとどまり、平成27年度より207,223羽減少した。

年度別検査羽数等

(羽、%)

区 分	検査羽数	処分実羽数		解体禁止羽数		全部廃棄羽数		一部廃棄羽数	
		羽数	割合	羽数	割合	羽数	割合	羽数	割合
平成24年度	14,935,537	556,485	3.73	36,608	0.25	168,568	1.13	351,309	2.35
平成25年度	16,228,961	618,248	3.81	18,360	0.11	170,720	1.05	429,168	2.64
平成26年度	17,301,269	493,831	2.85	39,357	0.23	126,987	0.73	327,487	1.89
平成27年度	17,439,059	478,841	2.75	48,544	0.28	127,015	0.73	303,282	1.74
平成28年度	17,231,836	615,694	3.57	57,565	0.33	137,114	0.80	421,015	2.44

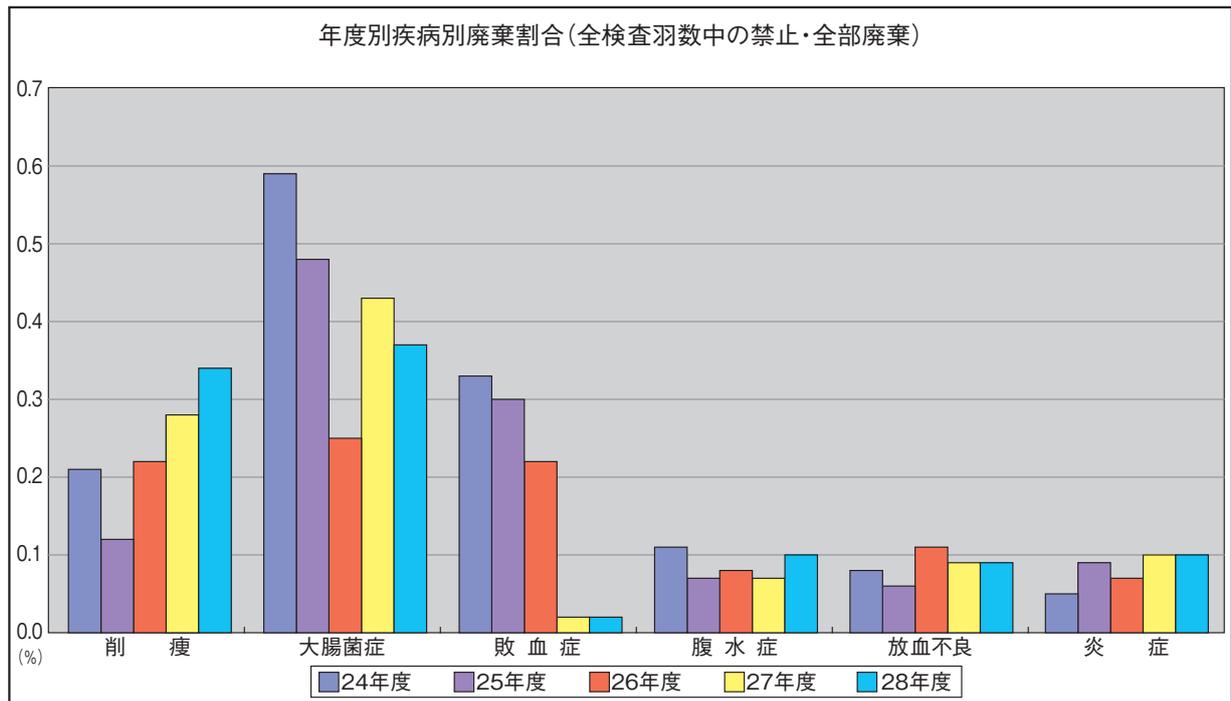
## 2. 廃棄状況

解体禁止・全部廃棄の処分率は年度により多少の高低はあるものの、全体としては減少傾向が見られる。

解体禁止の大部分は消瘦・発育不良によるものであり、平成26年度から3年連続しての微増であった。

全部廃棄を疾病別にみると最も多いものは大腸菌症であるが、平成25年度以降は緩やかな減少傾向にある。減少が著しいのは敗血症で、平成24年度の10分の1程度にまでになっている。

飼養管理と衛生管理の徹底が図られてきているものと思われた。



# 平成28年度 事業活動の概要

## 1 平成28年度収入・支出の状況

(平成28年度決算書より抜粋)

(単位：円)

	科 目	決 算
経常収益	検 査 手 数 料	57,544,518
	そ の 他	8,208,691
	計	65,753,209
経常費用	検 査 事 業 費	62,616,346
	広 報 啓 発 事 業 費	1,658,090
	そ の 他	2,240,434
	計	66,514,870
経 常	増 減 額	△ 761,661

## 2 活動状況の概要

- (1) 第71～74回理事会・第12～13回評議員会を開催し、公益財団法人として公益性を拡大するための取り組みについて協議した。
- (2) 「食鳥だよりNo31」を編集し、各処理場、関係機関等に配布して食鳥検査事業の普及・啓発を行った。
- (3) 食鳥検査に係る啓発チラシ「鳥取のとり肉は私たちが検査しています」を作製し関係機関等に配布して食鳥検査事業の普及・啓発を行うとともに、新聞広告により、検査済の鶏の安全性について情報発信した。
- (4) 各処理場において、疾病診断技術の研修会を開催し技能の向上や、新しい知識の習得を図った。

## 3 平成28年度精密検査状況 (3処理場合計)

平成29年3月31日現在

診 断 名	検体数	検 査 件 数				合 計	平成27年度
		細 菌 検 査	組 織 検 査	理 化 学 検 査			
マレック病	0	0	0	0	0	0	
サルモネラ症	38	38	0	0	38	23	
大腸菌症	85	85	0	0	85	82	
敗血症	4	4	0	0	4	3	
変性	0	0	0	0	0	3	
出血	0	0	0	0	0	0	
炎症	0	0	0	0	0	10	
腫瘍	0	0	0	0	0	0	
その他	8	8	0	0	8	13	
合 計	135	135	0	0	135	134	

## (公財)鳥取県食鳥肉衛生協会人事

### 協会役員 (平成29年4月1日現在)

評議員長	浜本詩馬	評議員	前坂英雄
評議員	望月進	評議員	河本順子
評議員	竹本佐代子		

理事長	石田茂	副理事長	松島文子
常務理事	長谷岡淳一	理事	大槻公一
理事	坂口貴志	理事	山田恭子
理事	木下尚		

監事	宮石憲士	監事	川口剛敏
----	------	----	------

### 協会職員 (平成29年4月1日現在)

事務局長(兼任)	長谷岡淳一	書記	黒田直子
東伯班長	土井博文	検査専門員	米田靖生
		検査専門員	野田一臣(新採)
名和班長	松田義人		
淀江班長	高濱伸嗣	検査専門員	松本康右
		検査専門員	野々内繁男(新採)

### 表紙の写真 題名「朝光の大山」

写真提供：加川 清三郎 氏（協会 非常勤検査員）

撮影時期：平成28年5月下旬

撮影場所：鳥取県西伯郡伯耆町

田植えの終わったばかりの水田に、逆さ大山が映り込み、夜明けの幻想的な雰囲気醸し出しており、思わずシャッターを切った作品です(加川氏 談)。

### 特 集 鳥取県における農場HACCPの状況

食品HACCPの義務化への取り組みが進む中で、No30とNo31と続けて制度概要や取り組み状況を紹介してきました。今回は生産段階での状況を鳥取県西部家畜保健衛生所の生田泰子農林技師に寄稿していただきました。多忙な中、快諾をいただき感謝申し上げます。生産～処理～流通までの一気通貫となる衛生管理により消費者みなさんの安心がより高まっていくものと考えます。

### 編集後記

県展・二科展で入選の実績がある加川さんをお願いして表紙を飾っていただきました。鳥取県のすばらしい自然を実感することができる1枚です。

### 食鳥検査だより No.32

(平成29年7月1日発行)

公益財団法人 鳥取県食鳥肉衛生協会  
〒689-3203

鳥取県西伯郡大山町小竹1291-7

TEL 0859-54-4133

FAX 0859-54-4137

Eメールアドレス office@shokucho.org

ホームページ <http://www.shokucho.org>